

省エネ機器導入支援業務（京都府省エネ家電購入促進事業）

参加店舗向け要領兼利用規約（令和6年4月5日制定）

京都府では2050年温室効果ガス排出量実質ゼロに向けて、府は地球温暖化対策推進計画において、2030年度に2013年度比温室効果ガス排出量46%以上減を当面の目標に設定し、そのうち、家庭部門においては2013年度比で半分程度にすることを目標としています。

この目標を踏まえ、本業務は、府全域を対象とした省エネ性能の高い家電製品（エアコン・冷蔵庫）の購入者に対する経済的インセンティブの付与を行うキャンペーンの実施及びキャンペーンに併せて京都府インターネット版環境家計簿の利用を促進することにより、家庭のエネルギー費用負担の軽減と併せて府民の脱炭素行動へのシフト（行動変容）を促し、家庭部門の温室効果ガスの削減を図ることを目的として「京都省エネ家電購入キャンペーン」（以下、キャンペーンという。）を実施します。この要領では、本キャンペーンに参加する京都府内の参加店舗募集にあたり、必要な事項を定めます。

1 事業概要

事業主体	京都府 (総合政策環境部 脱炭素社会推進課)
事業目的	上記のとおり
キャンペーン名称	京都省エネ家電購入キャンペーン
キャンペーン内容	キャンペーン期間中、参加店舗において対象製品を購入した者に対し、購入製品に応じたポイント等を交付する。
交付するポイント等の種類	(1) 京都府内のみかつ京都府内全域で利用可能な地域通貨ポイント (2) 京都府内で生産・製造された農林水産物等
対象者の要件	(1) 京都府内に居住する者（個人）が自ら居住する京都府内の住宅に設置するために購入するものであること (2) 京都府内の対象店舗で対象製品を購入していること (3) 「京都府インターネット版環境家計簿」に登録していること ※法人・個人事業主は対象外 ※予算が上限に達した場合は、申請の先着順となります。

キャンペーン期間 ※ポイント等の交付状況等により期間を変更する場合があります。	【購入対象期間】 令和6年4月27日(土)から令和6年9月26日(木) ※上記期間中に参加店舗から対象製品を購入した場合にポイント等交付の対象となる。 【ポイント等交換申請受付期間】 令和6年5月10日(金)から令和6年10月6日(日)
ポイント等交付の対象となる製品	別表1のとおり(キャンペーン期間中はキャンペーン特設サイトでも確認可能です。)
ポイント等交付の予算額	4億円(予定)
ポイント等の額	別表2のとおり

2 キャンペーン参加店舗となる要件について

- ・キャンペーン参加店舗となるための参加店舗登録申請を行うにあたっては、次の A-1

【基本要件】

(A-1)京都府内に所在する実店舗(営業所等を含む)であること。
(EC店舗等は対象外とする。)

(A-2)対象製品に省エネラベルを表示し、顧客の生活環境等に応じた家電製品の選び方等についてアドバイスを行うとともに、省エネ性能等について適切に案内をすること。

(A-3)キャンペーンの実施に必要な手続(広報宣伝の協力、消費者への説明、申請補助、助言等)を行うこと。

(A-4)キャンペーンに関して不正が疑われる状況等を覚知した場合には、速やかに事務局に報告すること。

(A-5)キャンペーンの実施に関連する法令、条例等(特定家庭用機器再商品化法等)を順守すること。

から A-5 の要件を満たす必要があります。

3 キャンペーンの実施にあたり、参加店舗が実施する事項等

参加店舗の要件に定めるほか、キャンペーンの実施にあたり、参加店舗では以下の事項を行っていただく必要があります。

【ポイント等の交付に関する手続き】

(1) 購入対象期間中、対象製品を購入した者に対して、以下の事項を実施してください。

- ・本キャンペーンの案内。
- ・身分証（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証、公共料金の領収書、官公庁発行の印刷物など）の提示により、購入者が京都府民であることを確認。
- ・温室効果ガス排出量削減啓発チラシを配布。
- ・申請チケットを配布した事実確認のため、当該購入に係る領収書又はレシートに押印。

※認め印等で可・「京都府インターネット版環境家計簿」への登録案内を行う。

(2) 原則、ポイント等の交付申請は購入者本人が行うものとするが、購入者が申請に関してサポートを求めた場合は、店舗において適切に対応してください。

(3) 申請チケット配布に係る購入製品の返品があった場合は、直ちにキャンペーン事務局に連絡し、対象者の住所・氏名及び申請チケットの番号を報告した上で、対象となる購入のレシート画像を提出してください。また、返品の際には申請チケットを回収するように努めてください。

【その他、キャンペーン参加店として必要な事項】

- (1) 参加店舗登録後に送付するキャンペーン用のチラシ、参加店舗ポスター、参加店舗ステッカーを来店者から見やすい場所に掲示する等、キャンペーンの周知と温室効果ガス排出量削減の推進にご協力ください。
- (2) 本キャンペーンの実施に係る苦情・紛争等が生じた場合は、自らその解決に努めてください。

4 キャンペーン参加店舗の登録申請方法について

(1) 参加店舗登録申請の方法

参加店舗向け募集要領兼利用規約の内容確認と同意の上、参加店舗申請期間中にキャンペーン特設サイト上で申請してください。

< キャンペーン専用サイト URL > <https://kyotofu-shoene.jp>

(2) 参加店舗申請期間

第一次：令和6年4月12日（金）～令和6年4月16日（火）

※上記期間に申請頂いた店舗様へ購入対象期間開始前にスターターキットの送付を予定しております。

上記期間後も令和6年9月13日（金）まで随時申請が可能です。

(3) 登録・承認

参加店舗登録申請のあった事業者について、キャンペーン事務局が申請内容を審査し、適当と認められる場合は参加店舗として承認し、メールにて通知します。

(4) 申請にあたっての注意事項

- この参加店舗向け募集要領兼利用規約をよくお読みいただき、キャンペーン内容をよくご理解の上、参加店舗登録申請を行ってください（やむを得ないと認められる場合を除き、参加店舗登録後の辞退はできません）。
- 参加店舗申請は、インターネットによる手続きを原則とします。
- 京都府内に複数店舗をもつ事業者については、店舗ごとに参加店舗登録申請を行ってください。

5 不正利用への対応等

本キャンペーンにおいて、一切不正な行為は許されません。万が一不正を行った場合は、参加店舗からの登録取消及び法的措置の対象とします。

【不正利用例】

- 偽って参加店舗として申請すること。
- 申請チケットの不正利用（自己取引・架空取引等）を行うこと。
- 詐欺等の犯罪行為に結び付く行為を行うこと。
- その他、京都府又はキャンペーン事務局が不相当と判断した行為を行うこと。

6 その他

- 参加店舗登録後、キャンペーンの趣旨及び内容並びに参加店舗において行うべきこと等を説明する参加店舗向けマニュアルを送付しますので、熟読の上、内容について十分理解した上でキャンペーンに参加してください。また、不明点などがある場合は、下記コールセンターに問い合わせる等により、確実に疑問を解消するようにしてください。

- 参加店舗向けマニュアルに基づき、適切な対応を行うこと。その他必要な京都府又はキャンペーン事務局の指示を遵守すること。
- 本キャンペーンに従事する従業員に参加店舗向けマニュアルに記載の内容を周知すること。
- キャンペーン特設サイトは、参加店舗の情報（店舗名称・所在地・電話番号等）を掲載します。
- キャンペーン特設サイトには、対象製品購入者向けのFAQ（よくある質問）を掲載しておりますので、適宜確認し、キャンペーン実施の参考としてください。
- 本参加店舗向け募集要領兼利用規約に記載のない事項若しくは定めのない事項については、京都府又はキャンペーン事務局がその対応を決定します。
- 京都府又はキャンペーン事務局の方針等によって、内容が変更される場合があります。
- 申請チケット配布の際に取得した個人情報については、本キャンペーンの目的以外では使用しないこと。
- 京都府又はキャンペーン事務局よりアンケートへの協力依頼がある際はそれに応じること。

7 問い合わせ先（参加店舗向け）

本キャンペーンの実施や、参加店舗の募集に関する問い合わせは、下記コールセンターにおいて対応します。

【参加店舗向けコールセンター電話番号】

050-5538-3114

【対応時間】

令和6年4月10日（水）～令和6年12月27日（金）

午前9時から午後5時まで（平日のみ）

（別表1）ポイント等交付の対象となる製品

対象製品	対象製品要件※
エアコン	<p>【冷房能力 ～2.2kW】 統一省エネラベル多段階評価点星3以上</p> <p>【冷房能力 2.5kW～2.8kW】 統一省エネラベル多段階評価点星3以上</p> <p>【冷房能力 3.6kW～】 統一省エネラベル多段階評価点星2以上</p>
電気冷蔵庫	<p>【容量 ～350L】 統一省エネラベル多段階評価点星2以上</p> <p>【容量 351L～450L】 統一省エネラベル多段階評価点星3以上</p> <p>【容量 450L～】</p>

対象製品	対象製品要件※
	統一省エネラベル多段階評価点星 4 以上

※キャンペーンの対象となる製品は、上記の対象製品要件を満たし、かつ、資源エネルギー庁「省エネ型製品情報サイト (<https://seihinjyoho.go.jp/>) に記載があるものです。

対象製品	冷房能力・容量	交付額
エアコン	～2.2kW	10,000 円相当
	2.5kW～2.8kW	15,000 円相当
	3.6kW～	20,000 円相当
電気冷蔵庫	～350L	5,000 円相当
	351L～450L	15,000 円相当
	451L～	20,000 円相当

(別表 2) ポイント等の額

※交付額の範囲内で地域通貨ポイントまたは農林水産物等をお選び頂けます。